

## 生徒指導規程 II (改定) 令和7年4月1日

- 1 校長は学校教育法第11条に基づき、教育上必要があると認められる場合は、生徒に懲戒処分を行う。
- 2 生徒の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒処分の告知は、保護者立会いのうえ、校長が行うものとする。
- 4 懲戒処分のうち退学は、以下のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる。
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる。
  - (3) 正当の理由がなくて出席常でない。
  - (4) 学校の秩序を乱し、他人に大きな迷惑をかける不法行為や、著しく生徒心得を逸脱する行為を行った。
  - (5) その他生徒としての本分に反した。
- 5 懲戒処分のうち停学は、30日以内の期間、登校を停止するものとする。
- 6 懲戒処分のうち停学、訓告については、生徒及び保護者が同処分にあたる行為の問題性について十分理解しており、教育上、懲戒処分の場合と同等の効果を得ることができると校長が判断した場合は、これを自宅謹慎、登校謹慎、校長注意等（以下、「特別指導」という。）に替えることができる。
- 7 懲戒処分（特別指導）に該当する行為と指導内容の基準は、11の別表に規定する。
- 8 懲戒処分（特別指導）の決定
  - (1) 問題行動の事実に基づき、職員会議で審議し、校長が決定する。
  - (2) 在学中の生徒の問題行動は、それが過去のものであっても、本校入学後のものであれば、懲戒処分（特別指導）を行う場合がある。
  - (3) 問題行動を学校が認知する以前に、生徒本人又は保護者（保証人）より自発的に申し出があり、反省が顕著である場合は、懲戒処分（特別指導）の決定に考慮する場合がある。
- 9 懲戒処分（特別指導）中の指導
  - (1) 停学（謹慎）の指導を受けた生徒（以下、「謹慎者」という。）は、指定された内容についての反省文を書く。
  - (2) 謹慎者は、自宅又は学校で保護者又は監督者の下謹慎し、「謹慎中の心得」に則った生活をする。
  - (3) HR担任等は、謹慎者の家庭を訪問し、家庭の協力の下、本人の自己反省を促す。また、反省日誌、反省文、課題の確認を行う。
  - (4) 謹慎者は、原則として校内外の諸行事への参加を禁ずる。
  - (5) 指導期間中に新たな問題行動が認められた場合は、指導変更を行う場合がある。
- 10 懲戒処分（特別指導）の解除
  - (1) 本人の反省状況が、態度・反省文・反省日誌等により十分に確認されたとき、懲戒処分（特別指導）を解除する。
  - (2) 懲戒処分（特別指導）の解除は、職員会議を経て、校長が決定する。
  - (3) 懲戒処分（特別指導）の解除は、保護者立ち会いの上、校長が行うものとする。
- 11 別表 主な懲戒処分（特別指導）の基準

※停学は自宅謹慎又は登校謹慎に、訓告は校長注意等に替える場合がある。

学校規則違反、指導拒否、器物破損、反社会的行動 等	訓告以上
考査規定違反、ネット関連、器物損壊、喧嘩、占有離脱物横領、飲酒、対教師暴言 等	停学 5 日以上
暴力行為、不正乗車、脅迫・強要、窃盗 等	停学 7 日以上
いじめ、対教師暴力、無免許運転、薬物乱用 等 ただし、対教師暴力、いじめについては退学処分とする場合がある。	停学 14 日以上